

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

郡山城跡の価値と特色を市内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、史跡の本質的価値を保存するための整備、及び史跡の活用につながる整備に取り組む。

このうち、主として保存のための整備においては、本質的価値を構成する郭や墓所等、及び地下遺構に関して、き損防止や修復(復旧)の保存対策を計画的に行うとともに、標識、説明板の整備、鳥獣被害防止対策等に取り組む。

主として活用のための整備については、遺構の表現を検討するとともに、幾つかのポイントからの眺望の確保(樹林整備)に取り組む。また、案内・解説、ガイド機能の確保・整備、情報発信のためのICTの活用・整備、便益施設及び史跡周辺を含めた周遊ルート(歩行者動線)の確保・整備に努める。

こうした施設・設備の整備においては、遺構の保存及び史跡としてふさわしい景観の保全・形成を前提とする。

第2節 整備の方法

1 主として史跡の保存のための整備

(1) 遺構の保存・整備

■本質的価値を構成する要素の保存・整備(史跡指定地)

○郭(石垣、切岸、堀切、土塁、石塁、池、井戸及び寺跡を含む)

既存の歩行者動線(園路・登山道)でつなぐことのできる主要な郭について、草刈りをはじめとした維持管理に努めながら、現状保存するとともに、土砂流出によるき損が激しい箇所については、その復旧を図る。

確認されている礎石や石列については、必要に応じて保存対策を講じるとともに、草刈りや清掃活動、園路、説明板の整備においては、石垣等を構成していた石材の現状保存及び地下遺構を含め遺構の保存に留意する。

また、樹木が石垣や切岸、地下遺構をき損している場合、又はその恐れがある場合には、防災や景観に留意しながら、伐採を検討する。

なお、二の丸、三の丸、御蔵屋敷の壇、釣井の壇等における石垣及びそれを構成していた石材、裏込石については、江戸時代初期の破城の歴史を体感できるよう、安全確保に留意しながら、崩落している現状を保存する。ただし、今後、崩落が生じた場合、又はその恐れがある場合には、抜本的な対策を含め、その保存・整備を検討する。

満願寺跡等の露出した遺構については、獣害による破壊の防止を図る。

その他の郭については、原則として現状保存を図る。ただし、歩行者動線でつながれた場合については、前記のような維持管理や遺構の保存対策、及び復旧への対応に努める。

○御里屋敷跡伝承地

今後、原則として、建築物の新築・建替え及び増築を行わないこととし、将来的には建築物・その他構造物の撤去により、史跡としての整備を検討する。⇒「2 主として活用のための整備」を参照

○墓所(洞春寺跡を含む)

史跡指定地内の墓所としては、毛利元就墓所・毛利氏一族墓所(洞春寺跡)、その近

くに位置する嘯岳鼎虎禪師墓，及び毛利隆元墓所（常栄寺跡）があり，維持管理を通じて現状保存を図るとともに，き損した場合には復旧に対応する。

■本質的価値を構成する要素の保存・整備（史跡指定地外）

○郭・その他遺構

戌峰（妙玖庵），辰谷（大手），午谷，未谷（興禅寺跡：現・郡山公園），酉谷（常栄寺跡，酉谷地点石垣跡），及び戌谷（大通院跡）等の史跡指定地外の郭・その他遺構については，現状を基本に保存を図る。

○神社（清神社等）

史跡指定地周辺に位置する清神社等については，関係者による維持管理及び必要に応じた修理を促進するとともに，史跡の本質的価値を構成する要素としての周知に努める。

○その他遺構・地下遺構

毛利元就火葬場伝承地については，維持管理を行いながら，現状の保存を図る。

大通院谷遺跡（薬研堀，屋敷跡）や内堀跡（推定）等の地下遺構については，遺構のき損が生じないように，遺構の存在の周知と保存に関する啓発に努める。

○追加指定への対応

郡山の山裾部分（東西及び北）の史跡指定地外については，関係権利者の理解を得ながら，追加指定に取り組み，追加指定された場合には，前記のように対応する。

■本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素（B）の保存・整備

史跡指定地内やその周辺に位置する神社については，関係者による維持管理を促進するとともに，歴史的環境を構成する要素としての周知に努める。

百万一心碑や三矢の訓跡碑，毛利元就像，及び幕末の陣屋跡（吉田高等学校敷地）については，維持管理を図りながら，その保存と周知に努める。

郡山第1号古墳，郡山第2号古墳については，現状保存を基本に，その保存と周知に努める。

これらのうち史跡指定地外の遺構が，追加指定により史跡指定地に組み込まれた場合は，前記の「追加指定への対応」と同様に取り組む。

(2) 遺構を保存するための環境整備

【史跡指定地】

■保存施設（説明板ほか）の整備

これまで及び今後の調査成果の反映に努めながら，史跡全体や個々の遺構の説明板や注意札を計画的に整備・更新する。⇒説明板については，「2 主として史跡の活用に関わる整備」における「郡山城跡の登城路及び見学・周遊ルートと案内表示板の整備」においても記述。

■雨水排水対策（防災・遺構保存・環境保全対策）

尾崎丸付近から展望台や郡山公園に至る谷部（未谷）においては，雨水によって園路の浸食や歩きにくい箇所が生じており，また，土砂流出の恐れがあることから，防災対策及び遺構保存・環境保全対策の観点を持ちながら，雨水排水対策に取り組む。

また，毛利元就・一族墓所についても，雨水排水対策を検討するとともに，過去に崩落した石垣やその周辺の点検を行い，必要に応じて復旧に対応する。

その他の区域についても，雨水排水や法面の状況を確認しながら，必要に応じて雨水排水対策を検討する。

■園路の整備（遺構のき損防止）

御蔵屋敷から二の丸や厩の壇から城の通路への園路は、来訪者による遺構（特に切岸）のき損が生じないように、盛土の上、その上部に階段等を整備する。その他の箇所についても、き損の恐れのある場合は、盛土・階段等による対策を検討する。

■維持管理施設等の整備

毛利氏一族墓所の西側にある倉庫の維持管理及び用具・備品の充実を図る。

また、史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、新たな用具・備品の倉庫の整備、又はそれらの保管場所の確保を検討する。

【史跡指定地内外】

■森林の保全・管理と安全・防災対策

郡山の史跡指定地においては、原則として森林の保全を図りながら、雨水排水対策（斜面の崩落防止対策…前記を参照）、竹林の侵食抑制や樹種転換、安全対策や遺構の保存のための樹木の伐採を検討する。郡山の史跡指定地外についても、前記に準じて対応する。

歩行者動線の確保や眺望のための樹木の伐採、枝打ちについては、遺構の保存や史跡の景観との調和に留意しながら、その必要性や区域について検討し、実施の有無を判断する。

なお、樹木の根によって斜面地の崩落を防止させている面があることから、抜根は遺構のき損に関係する場合を除き、原則として行わないこととする。また、広葉樹については、枯死しないよう枝打ちなどで対応することも、現地で確認しながら検討する。

山麓部付近において広島県が防災工事を行った区域については、その点検と維持管理を働きかける。

土砂崩れが懸念される急傾斜地などでは、植生を把握し、落葉広葉樹の疎林として林床植物を繁茂させ、防災対策と併せて自然環境の再生や景観づくりを検討する。

■鳥獣被害防止対策

イノシシ等による遺構のき損やその他地面の掘り返しを防ぐため、ソフト・ハードの両面から鳥獣被害防止対策を検討する。

■環境美化や防火・防犯対策

ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止、防火・防犯対策を充実させるため、啓発や注意の表示、防犯設備の整備を、その管理体制と合わせて検討する。

2 主として史跡の活用に関わる整備

(1) 遺構の表現

【史跡指定地】

■蓮池等の露出展示（満願寺跡）

満願寺跡に2箇所ある石組の方形の蓮池、それに伴う石列等については、イノシシ防護対策や雨水対策を講じ露出展示を図る。

■井戸の露出展示や表示

釣井の壇にある井戸については、安全対策を行い見学できるようにしており、その維持管理を図る。

【史跡指定地内外】

■登城路等の再現・整備

今後の調査・研究により、御里屋敷跡伝承地付近から勢溜の壇、東側の難波谷から尾崎丸付近への登城路の概ねのルートが確認できた場合には、その再現・整備を検討する。

難波谷からのルートは、既存の道を利用した園路（登山道）としての活用（整備）を図る。

■屋外展示施設の整備の検討

安芸高田市歴史民俗博物館の敷地、御里屋敷跡伝承地、大通院谷遺跡付近の駐車場周辺を候補地として、郡山城跡の地形模型（屋外展示施設）の整備を検討する。

（2）史跡を活用するための環境整備

【史跡指定地】

■史跡指定地からの眺望の確保

遺構の保存や森林の保全・管理、防災対策と調整しながら、良好な眺望条件を有する箇所においては、限定的に樹木の伐採や枝打ちを行い、市街地や田園、山並みを眺望できる場を確保する。

■御里屋敷跡伝承地の整備の検討（史跡のエントランス・導入ゾーン）

御里屋敷跡伝承地については、長期的な観点から将来像を方向づけ、既存の建物の撤去を含め、史跡のエントランス・導入ゾーンとしての立地性を活かした空間・土地利用の段階的な実現を目指す。

なお、御里屋敷跡伝承地については、歴史広場（仮称）の候補地とする（次頁「歴史広場（仮称）の確保・整備」を参照）。

また、今後の調査・研究により、往時の状況が確認できた場合には、それを表現する整備や説明板等での情報提供を検討する。

【史跡指定地内外】

■園路（登城路・登山道、郭内の歩行者動線をはじめとした見学・周遊ルート）の整備

史跡指定地外を含め、前記の登城路の復元的整備と合わせて、既存の主要な園路（下記）のき損箇所の復旧や維持管理を図る。

- ・毛利元就・一族墓所からの登山道
- ・清神社付近からの登山道
- ・難波谷から尾崎丸までの登山道（既存の道の活用：再掲）
- ・素峰の縁辺部の園路（三の丸～厩の壇～釜屋の壇～姫の丸～釣井の壇～御蔵屋敷の壇～三の丸）
- ・（清神社付近からの登山道の途中～）満願寺跡～妙寿寺跡の園路
- ・（郡山公園からの登山道の途中～）本城の本丸への園路
- ・展望台付近～毛利隆元墓所付近の園路

また、その他の郭へアクセスするため、歩行者動線沿いの樹木の部分的伐採や草刈り、階段・斜路の整備を検討する。

なお、園路の復旧・整備においては、遺構の保存に留意し、盛土を基本に整備に対応する。

■案内表示板の維持管理と整備・更新

主要な郭や遺構，前記の園路のルート沿いにおいては，案内板，説明板，誘導標識の計画的な整備・更新を図るとともに，ICT（情報通信技術）を活用した情報提供を検討する。

説明板，誘導標識等の案内表示板については，耐久性，維持管理や整備・更新の容易性，費用，整備における遺構の保存を考慮しながら，多治比猿掛城跡を含め毛利氏城跡としての統一的なデザインを創出し，段階的な整備・更新を図る。

■便益施設（休憩施設，トイレほか）の整備・充実

既設のトイレや休憩所（毛利元就・一族墓所）の維持管理に取り組むとともに，必要に応じて修繕を検討する。

郡山城跡を中心とした周遊ルート沿いの幾つかのポイントにおいては，休憩スポットやベンチの整備・更新を図る。

史跡指定地やその周辺の周遊ルート沿いなどにおいて，史跡の保存管理のための倉庫や休憩の場（あずまや，ベンチ）の新たな整備について検討する。

■ガイダンス及び収蔵・展示機能の整備・充実

安芸高田市歴史民俗博物館における郡山城跡に関するガイダンス機能及び収蔵・展示機能の充実を図る。

また，歴史広場（仮称）を確保・整備した場合（下記）には，説明板等によるガイダンス機能を確保する。

道の駅「三矢の里」の休憩情報発信棟においては，郡山城跡の情報提供機能の充実に努める。

安芸高田市役所等においては，郡山城跡をはじめとした歴史文化の紹介・情報提供スペースの確保に努める。

■歴史広場（仮称）の確保・整備

現在，郡山公園側の登山道においては，利用者へのガイダンス的な案内表示板が未整備であることから，その近接地に郡山城跡の説明板等を設置した多目的な歴史広場（仮称）の確保・整備を図る。なお，現段階では御里屋敷跡伝承地を候補地とする。

また，屋外展示施設（地形模型）の設置候補場所の一つとして具体化を検討する。

■人にやさしい環境づくり

史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道，その他歩行者動線のうち，遺構の保存に影響しない区間については，史跡の景観や利用状況を考慮しながら，坂道への手すりの設置に取り組むとともに，全体を通じて歩行支援の方策を検討する。

高齢者・障害者，その他配慮を必要とする人の利用を考慮しながら，駐車場へのアクセスの明確化や思いやり駐車場の拡充，見やすい案内板の整備に取り組む。

■情報提供機能の充実・強化と来訪者・外国人観光客への対応

郡山城跡や関連する遺跡，その他安芸高田市の文化財，観光情報を盛り込んだパンフレットの作成を図るとともに，ICT（情報通信技術）を活用した情報提供に取り組む。

また，案内表示板やパンフレットにおける外国語併記，ICTを活用した情報提供における外国語対応を検討する。

現在3箇所（安芸高田市歴史民俗博物館，大通院谷遺跡の駐車場付近，郡山公園）に設置しているパンフレットボックスについては，維持管理及び必要に応じた更新を図る。

【史跡指定地外】

■史跡へのアクセスの円滑化

史跡へのアクセスを強化するため、道路や沿道への誘導標識の整備・充実を図る。

また、利用者が多い場合は、民間駐車場の関係者の理解と協力を得ながら、その活用の仕組み（情報提供、利用のルール、行政と民間との連携）を確立する。

■旧城下町・吉田地域～安芸高田市の広がりの中での周遊ルートの整備・充実

旧城下町及び吉田地域、更には安芸高田市の広がりの中で、郡山城をはじめとした文化財や観光資源をつなぐ周遊ルートを設定し、案内表示板の維持管理や整備（修繕・更新、新設）に取り組む。

<周遊ルートの例>

南：郡山城跡～道の駅～鈴尾城跡

北：郡山城跡～五龍城跡～甲立古墳

西：郡山城跡～宮崎神社～多治比猿掛城跡 ほか

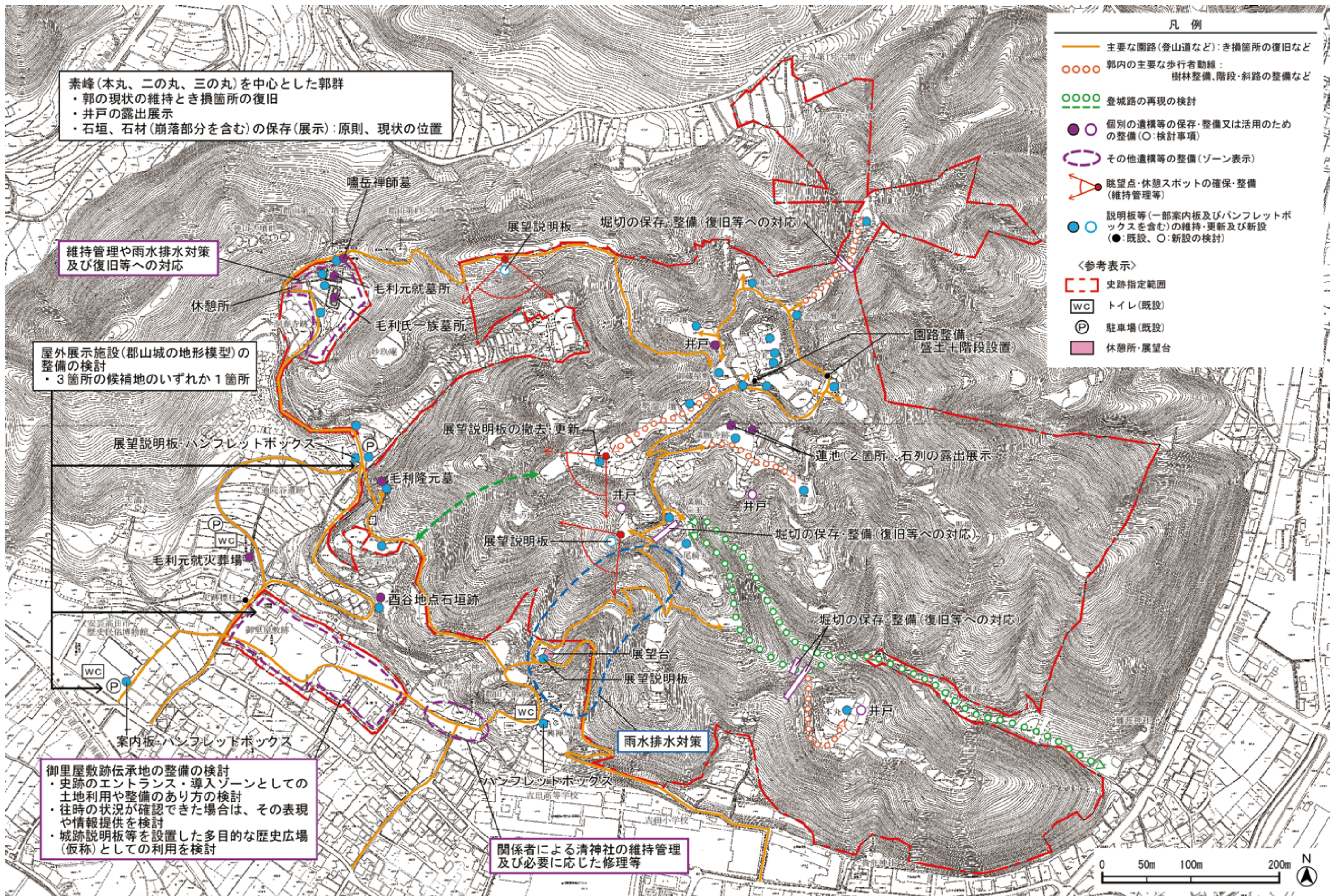


図9-1 史跡の整備の方法(主として本質的価値を構成する要素の保存・活用に関わる整備)

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用のため、史跡の管理を中心的に担う安芸高田市（担当：教育委員会生涯学習課）が先導し、土地所有者、市民・地域活動団体が連携する運営・体制の充実・強化を図る。合わせて、史跡の管理団体として安芸高田市が指定されるよう、体制（態勢）の強化や国・県との協議に取り組む。

また、学識経験者や高等教育機関による専門的な職能のネットワークづくりに加え、安芸高田市出身者や毛利氏、郡山城跡に関心のある人々の人的なネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携の体制の構築に努める。

さらに、子どもたちを含め市民等（市外からの来訪者を含む）への郡山城跡をはじめとした文化財に関わる情報提供や啓発に取り組むとともに、郡山城跡の維持管理、活用の取組への市民等の協力や参加を促進し、前記の取り組みと合わせて地域総ぐるみの体制を構築する。

第2節 運営・体制の整備の方法

■史跡の管理体制（態勢）の充実（管理団体）

史跡の管理団体として安芸高田市が指定されるよう、庁内の合意形成及び方針決定を行い、国・県と協議し申請を行う。

管理団体として、調査・研究から運営に至る方針決定や施策・事業の推進が一貫して行えるよう体制を充実させる。

調査・研究に関しては、その実施と合わせて成果を郡山城跡の学術的価値を高めること、及び郡山城跡全体や個々の郭・その他遺構の価値付けにつなげ、保存・活用・整備及び運営に活かしていけるようにする。

保存管理（維持管理）に関しては、甲立古墳などを含め定期的な点検や森林・植生の管理などを含め、具体的に体制を整備・充実させる。

活用に関しては、安芸高田市歴史民俗博物館との連携・役割分担を図りながら、体制を充実させる。

■庁内連携体制及び関係機関との連携

史跡の管理を中心的に担う安芸高田市として、その事務事業を担当する教育委員会生涯学習課が中心となって、文化財保護、学校教育、社会教育の連携を図るとともに、観光振興、コミュニティづくりの部門を含め、史跡の保存・活用に関わる庁内連携体制の強化に努める。

また、文化財保護に関して国・県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようにするとともに、史跡整備の支援確保に努める。

■土地所有者等との連携

土地所有者、管理者への情報の提供を図りながら、追加指定や史跡の保存・活用・整備への理解と協力を得られる関係づくりに努める。

■調査・研究から保存・活用・整備及び運営に至る専門的な体制づくり

郡山城跡に関わる調査・研究、史料の収集・整理、保存・活用・整備及び運営を適切かつ効果的に進めるため、国・県、大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークを充実・強化する。

また、毛利氏や郡山城跡と関わりを有する自治体・地域との交流に努め、前述の高等教育機関・研究機関を含めて研究や講演会・シンポジウムの開催ができる連携体制づくりを検討する。

■郡山城跡の点検体制づくり（通常及び災害時）

郡山城跡の遺構や園路、休憩施設の状況（き損を含む）、樹木、下草の状況を定期的に点検・把握する郡山城跡巡視員の設置を図る。

また、豪雨時等の直後において被害の有無、災害の状況を把握し、復旧に対応する仕組み・体制（態勢）の充実を図る。

■市民等への情報の提供・発信及び啓発の体制づくり

多様な情報媒体を活用し、子どもから高齢者まで多様な世代が理解し、興味を持ってもらえるよう、郡山城跡や文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化に努める。

また、文化財に関する学習機会の拡充や啓発を進めるため、文化財部門と学校教育、社会教育の連携の充実・強化を図る。

さらに、文化財保護や観光振興の部門が連携し、安芸高田市の歴史文化情報・観光情報を一元的に提供・発信する体制の充実・強化を図るとともに、外国語併記による情報の提供・発信を検討する。

■市民、地域活動団体の参加・協働の促進（体制、仕組み、活動の展開）

郡山城跡の保存・活用に関する取組への地域住民をはじめとした市民、地域活動団体の協力や参加を促進するとともに、行政、市民・地域活動団体が連携した体制と取組の展開に努める。

その中では、日常的・定期的な史跡の清掃美化・草刈り、見学・周遊ルートや便益施設の点検に関して、市民・地域活動団体の協力・参加が得られるような仕組みを検討する。また、安芸高田市観光協会や地域活動団体と関係する情報の共有化を進めながら、郡山城跡を活かした地域活動、観光振興の取組の促進に努める。

■郡山城跡の保存・活用を支援・応援する人的なネットワークづくり

郡山城跡を含め安芸高田市の魅力の情報を広く提供・発信しながら、市民や安芸高田市出身者、さらには市域外における毛利氏や郡山城跡に関心のある人々による、郡山城跡の保存・活用を支援・応援する人的なネットワークづくりに努める。

■文化財の保存・活用に向けた地域総がかりの体制づくり

郡山城跡の保存・活用をより実効性を持って進めるため、安芸高田市と市民・地域活動団体、及び大学等高等教育機関・研究機関、学識経験者・専門家が協力・連携した地域総がかりの体制を構築する。

また、市域外の人々・団体（安芸高田市出身者、来訪者、毛利氏・郡山城跡に関心のある人、歴史に関わる団体ほか）の協力・支援・参加を促進し、地域総がかりの体制を充実・強化する。

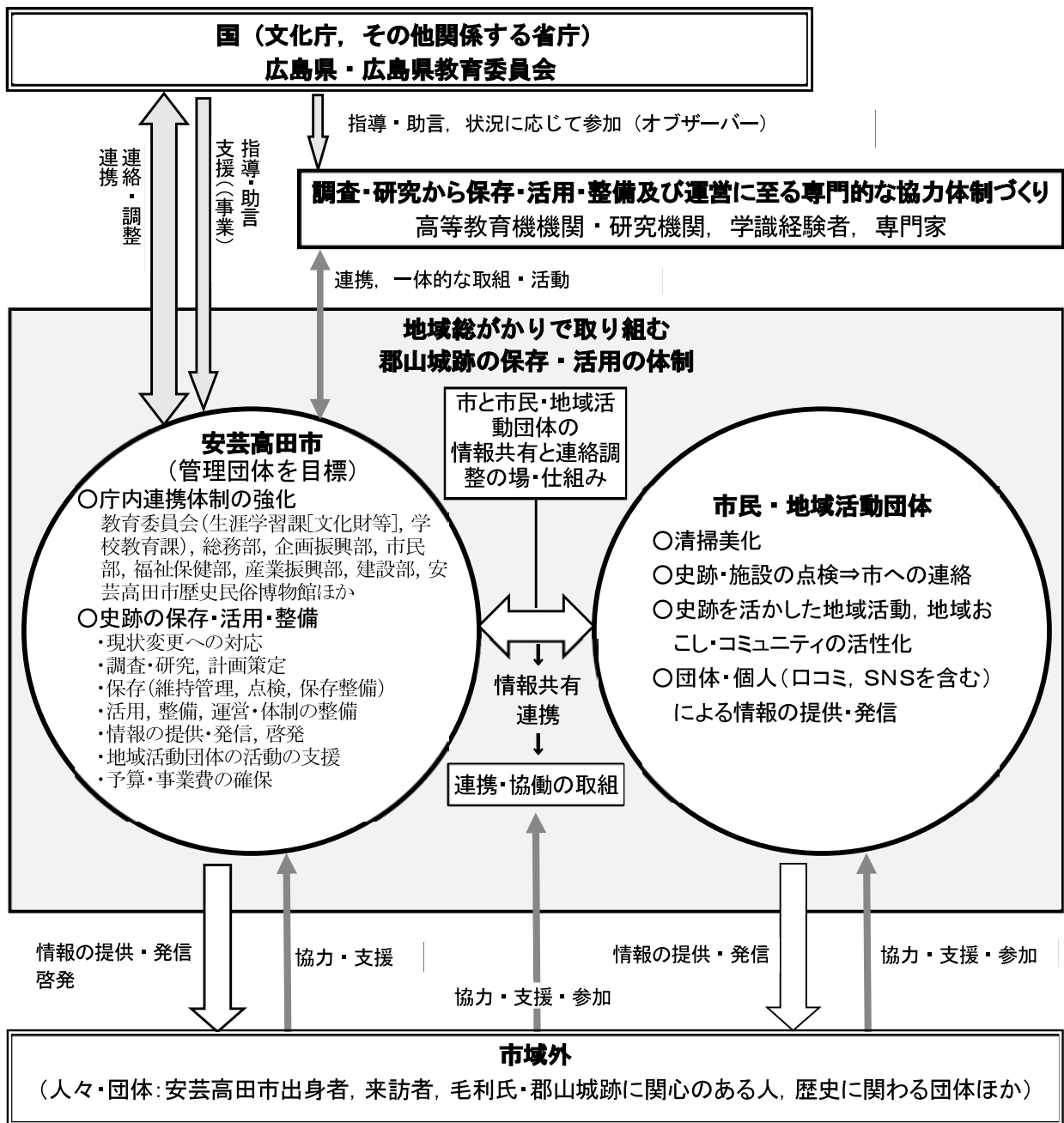


図 10-1 郡山城跡の保存・活用に関する運営・体制

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 施策の実施計画の策定

第 7 章（史跡の保存）～ 10 章（運営・体制の整備）に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。

計画期間は第 1 章第 3 節において、令和 3 年度 (2021) から令和 12 年度 (2030) の 10 か年としており、前期と後期に分ける。

このうち前期の 5 か年を短期とし、この期間においては史跡利用の環境整備を優先的な目標とし、それと連動及びこれまでの取組を継続・拡充させながら、保存・活用を図る。

後期の 5 か年は中期とし、短期での保存・整備・活用、運営・体制の整備の取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、計画に位置づけている取組について優先順位を検討し、着実な実施を目指す。特に、遺構整備については、長期的な観点からの方針決定や事業計画、調査が必要なことから、短期的な整備は難しいが、中期において可能な整備に取り組むこととする。

なお、中期から短期への取組の前倒しには、柔軟に対応する。

それ以降（長期）については、短期・中期における保存・整備・活用、運営・体制の整備の取組・成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や新たな課題を踏まえて、積み残した取組や新たな取組への対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

こうした期間に基づき、計画期間について施策の実施計画を総括表としてまとめる。

表 11-1 施策の実施計画の総括表：計画期間 10 か年（2021 年度～ 2030 年度） 1/4

区分・施策		短期：5 か年 (2021 年度～ 2025 年度)	中期：5 か年 (2026 年度～ 2030 年度)
史跡の保存 (保存管理)	追加指定	
	土地の公有化		
	日常的・定期的な維持管理や点検への対応		
	調査・研究	 発掘調査等の考古学的調査
	現状変更への対応		

※黒の実線：実施又は実施予定

灰色の実線：維持管理や取組の態勢確保（例：調査の態勢確保、現状変更への対応）

破線：実施の可能性、取組の有無を今後検討、積み残した場合の取組

施策の太字（ゴシック）は、重点的に取り組む事項を示す。

表 11-1 施策の実施計画の総括表：計画期間 10 か年（2021 年度～ 2030 年度） 2/4

区分・施策		短期：5 か年 (2021 年度～ 2025 年度)	中期：5 か年 (2026 年度～ 2030 年度)		
史跡の活用	学校教育における史跡の活用				
	生涯学習（社会教育）における史跡の活用				
	市内における歴史文化のネットワークづくり	郡山城跡及びその周辺	市域レベルでのネットワークづくり		
	市域を越えた広域的なネットワークづくりと文化財の活用	広島市、北広島町、三原市等との連携・毛利三兄弟のふるさと連携協議会、毛利氏関連博物館等施設連携事業推進協議会等	同左 その他関わりのある都市・地域との広域的な連携		
	郡山城跡や毛利氏を活かした観光振興・地域おこし				
	ガイダンス機能の整備 ※整備と一体的な取組	安芸高田市歴史民俗博物館の充実・強化道の駅の情報提供機能の充実多目的な歴史広場（説明板等によるガイダンス機能の確保）	その他公共施設、パンフレット、ガイド養成		
	大学等高等教育機関・研究機関との連携				
史跡の整備	主として史跡の保存のための整備 (環境整備(保存))	遺構の保存・整備	本質的価値を構成する要素の保存・整備	維持管理 き損した場合の復旧・修理への対応	同左
		歴史的環境を構成する要素の保存・整備	維持管理	同左	
		保存施設(説明板)の整備	劣化・破損している修繕	劣化・破損している修繕 動線整備と合わせた説明板の新設の検討	
		雨水排水対策(防災・遺構保存・環境保全対策)	点検・維持管理(必要に応じて復旧)	同左 未谷一帯の雨水排水対策	
		園路の整備(遺構のき損防止)	二の丸、御蔵屋敷、厩の壇：盛土・階段等の整備	その他の郭(特に切岸)のき損防止	
		維持管理施設の整備	既設の倉庫の維持管理 用具・備品の充実	同左 新たな倉庫の整備の検討	
		森林の保全・管理と安全・防災対策	森林の保全・管理	森林の保全・管理 竹林の侵食抑制や樹種転換	
		鳥獣被害防止対策	鳥獣被害への対応(必要に応じて復旧) 防護柵の試行	同左	
		環境美化や防火・防犯対策	清掃美化、草刈り 注意札、啓発	同左 防犯設備の整備の検討	

表 11-1 施策の実実施計画の総括表：計画期間 10 か年（2021 年度～ 2030 年度） 3/4

区分・施策		短期：5 か年 (2021 年度～ 2025 年度)	中期：5 か年 (2026 年度～ 2030 年度)		
史跡の整備	主として史跡の活用に関わる整備	遺構の表現	蓮池等の露出展示（満願寺跡）	満願寺跡の蓮池，石列の露出展示（保存対策），維持管理	蓮池，石列の維持管理 礎石（建物跡），その他の露出展示の検討
		井戸の露出展示や表示	釣井の壇の井戸の維持管理	維持管理 井戸枠の修繕・更新 その他の井戸の展示の検討	
		登城路の再現・整備	難波谷～尾崎丸	御里屋敷跡伝承地付近～勢溜の壇	
		屋外展示施設の整備の検討		屋外展示の郡山（郡山城跡）一帯の地形模型の設置の検討	
	環境整備（活用）	史跡指定地等からの眺望の確保	3箇所の眺望点からの展望の確保，展望説明板やベンチの整備・更新，樹木の維持管理	眺望点の維持管理 展望説明板やベンチの更新	
		御里屋敷跡伝承地の整備の検討		史跡のエントランス・導入ゾーンとしての整備の検討（空間・土地利用の段階的な実現） 調査・研究により往時の状況が確認できた場合には，それを表現する整備や説明板の整備を検討	
		園路の整備	遺構のき損防止：二の丸，御蔵屋敷，厩の壇（再掲） 難波谷～尾崎丸（再掲）	その他の箇所・ルート	
			園路の維持管理（樹林整備を含む）	同左 馬場，妙玖庵跡へのアクセスの検討	
		案内表示板の維持管理と整備（更新）	案内板，説明板，誘導標識の維持管理 修繕・更新 ※前記「保存施設（説明板）の整備」と一体的に対応	維持管理 修繕・更新 馬場，妙玖庵跡へのアクセスの確保と合わせた説明板の整備の検討	
		便益施設の整備・充実	トイレ，休憩所，ベンチの維持管理，必要に応じた修繕・更新	同左 新たな便益施設（あずまや） 馬場，妙玖庵跡等へのアクセスの確保と合わせたベンチの整備の検討	
		ガイダンス及び収蔵・展示機能の整備・充実	安芸高田市歴史民俗博物館のガイダンス機能の充実 道の駅「三矢の里」（休憩情報発信棟）の郡山城跡の情報提供機能の充実 多目的な歴史広場（説明板等によるガイダンス機能の確保）の整備	維持管理，機能の充実 安芸高田市役所等における歴史文化の紹介・情報提供スペースの確保	
		歴史広場（仮称）の確保・整備	ガイダンス機能（説明板等）を備えた歴史広場（仮称）の確保・整備 休憩・交流等の機能も備えた多目的な広場	屋外展示施設（地形模型）の設置候補地の一つとして，その具体化を検討	
		人にやさしい環境づくり			

表 11-1 施策の実施計画の総括表：計画期間 10 か年（2021 年度～ 2030 年度） 4/4

区分・施策		短期：5 か年 (2021 年度～ 2025 年度)	中期：5 か年 (2026 年度～ 2030 年度)	
史跡の整備	主として史跡の活用に関わる整備 環境整備（活用）	情報提供機能の充実と来訪者・外国人観光客への対応	パンフレットの作成 ICTの活用	パンフレットの必要に応じた更新 ICTの活用 外国人観光客への対応の検討
		史跡へのアクセスの円滑化		誘導標識 民間駐車場の利用についての協議
		旧城下町・吉田地域～安芸高田市の広がりの中での周遊ルートの整備・充実	郡山城跡及び周辺における周遊ルートの維持管理	山城跡及び周辺における周遊ルートの維持管理、案内表示板の修繕・更新 周遊ルートにおける案内表示板の新設、維持管理
		史跡の管理体制（態勢）の充実	史跡の管理団体としての申請	管理体制（態勢）の充実
運営・体制の整備	史跡の管理体制（態勢）の充実 庁内連携体制及び関係機関との連携 土地所有者等との連携 調査・研究から保存・活用・整備及び運営に至る専門的な協力体制づくり 郡山城跡の点検体制づくり（通常及び災害時） 市民等への情報提供・発信及び啓発の体制づくり 市民・地域活動団体の参加・協働の促進 郡山城跡の保存・活用を支援・応援する人的なネットワークづくり 文化財の保存・活用に向けた地域総がかりの体制づくり	協力体制の充実	同左	
		体制づくり→点検体制（態勢）の充実	点検体制（態勢）の充実	
		維持管理や活用における連携・協働の取組	同左	
		体制づくり（活動展開）	体制（活動）の充実	

第2節 施策・事業の実施への対応

今後、郡山城跡に関わる調査・研究、遺構整備、史跡利用のための環境整備、追加指定や土地の公有化を円滑に進めるためには、限られた予算と人員を有効に活用する観点を持ちながら、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

郡山城跡の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、国、県との緊密な連携のもとに、必要な財源の適正な確保に努める必要がある。

このため、事業の必要性やねらい、効果を明確にし、計画的・効率的な事業計画を作成し、事業費の確保を図る。

また、郡山城跡など文化財の保存管理・活用・整備に関しても、ふるさと納税やクラウドファンディング（インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、賛同した人から資金を集める方法）の活用を研究する。

■優先順位の設定と効果的な事業実施

郡山城跡の保存・活用に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、集中と選択の考え方を考慮しながら、施策・事業を実施する必要がある。

このため、前記の「施策の実施計画」（具体化を目指す取組）を踏まえ、優先順位を検討して年次計画（実施計画）を立案し、効率的かつ効果的に施策・事業の実施を図る。

■計画（施策・事業）の進行管理

計画（施策・事業）を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

このため、定期的な経過観察や、事業の中間点、終了時点又は毎年度において、施策・事業の達成状況、効果、課題の把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、関係する他の事業への反映に努める。

また、各種事業の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しを行う。

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、市民・地域活動団体の協力と参加を得ながら、将来にわたり持続的に保存（保存管理）に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要であり、そのための運営・体制の整備も求められる。

また、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、中長期的な視点で保存（保存管理）や整備・活用などの取組を充実させるとともに、その成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は安芸高田市（教育委員会生涯学習課）が中心となって実施する。また、教育委員会における生涯学習課と学校教育課、及び総務部（生活安全など）、企画振興部（財政、まちづくりなど）、市民部（多文化共生など）、福祉保健部（健康づくりなど）、産業振興部（観光振興など）、建設部（道路整備など）などの関係部署と連携しながら、郡山城跡の保存・活用・整備に関わる取組に関して、その担当課において責任を持って経過観察を行い、教育委員会生涯学習課が事務局機能を担い情報の整理・共有化及び協議を行うこととする。

また、市民・地域活動団体が主体となった取組（活動）については、教育委員会生涯学習課が、その取組内容や進捗状況、成果などを聞き取り、経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果（評価）は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

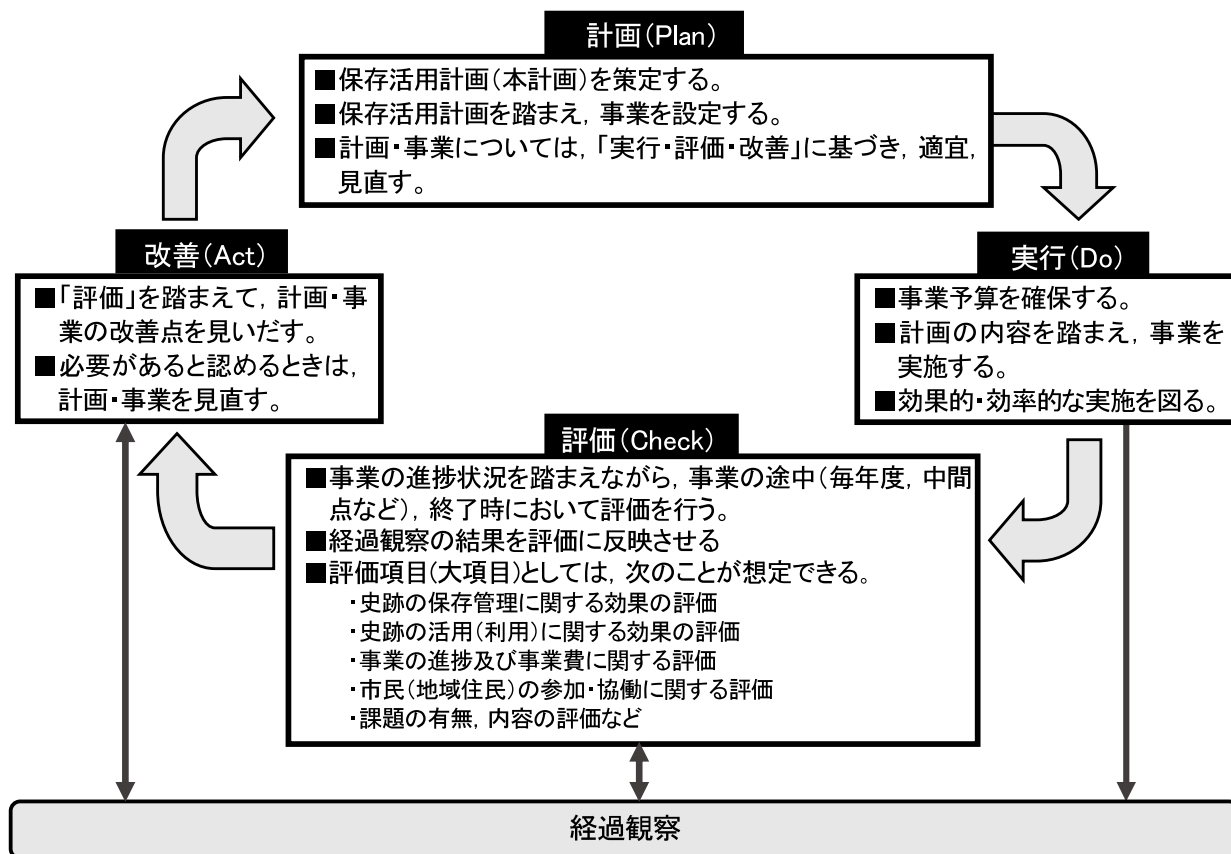


図 12-1 計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

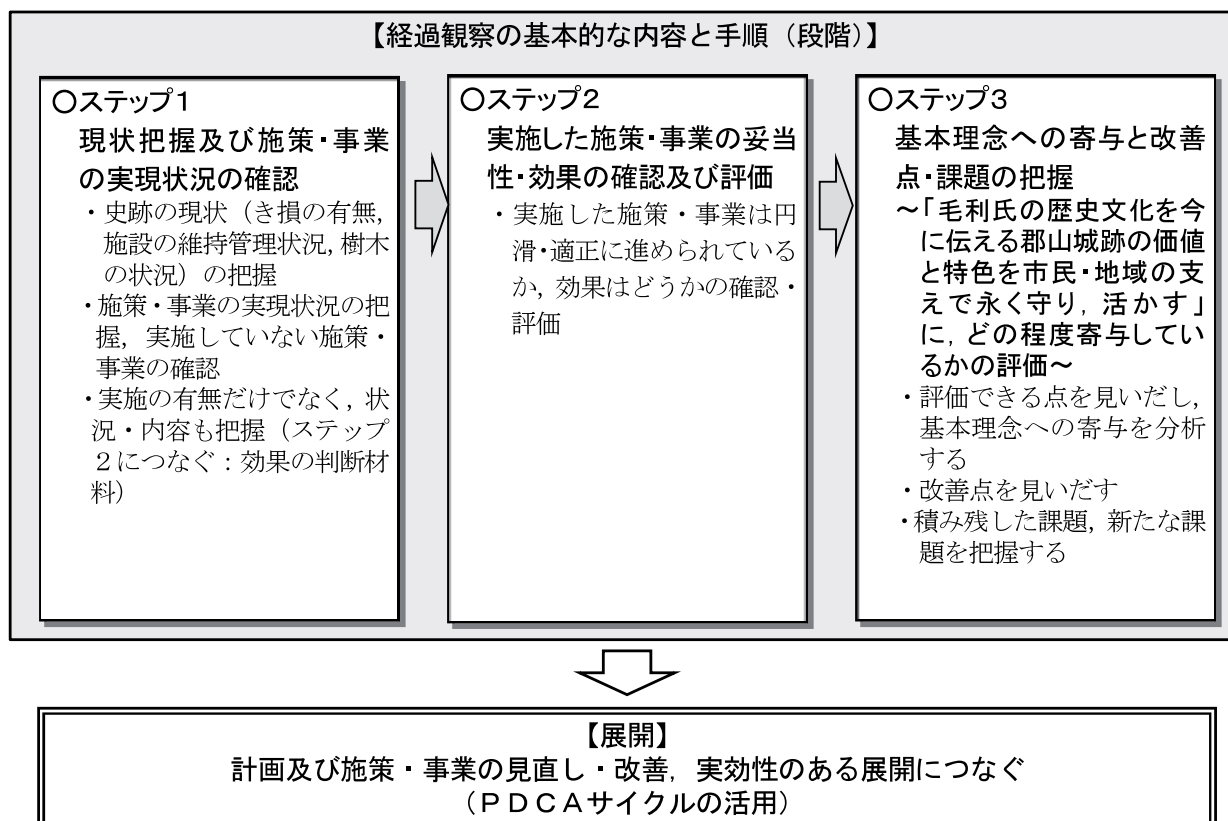
第2節 経過観察の方法

1 経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は、教育委員会生涯学習課が事務局となり担当課が責任を持って、大きくは次の3段階で取り組む。

- ステップ1：現状把握及び施策・事業の実現状況の確認
- ステップ2：実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価
- ステップ3：基本理念への寄与と改善点・課題の把握

【経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開】



2 経過観察の内容

前記の3つの段階（ステップ1～3）ごとに、経過観察の内容を整理する。

なお、経過観察の全体的な調整・取りまとめと情報の共有化、及び連携・協議の場の確保は、教育委員会生涯学習課が中心となって行う。

(1) 現状把握及び施策・事業の実現状況の確認（ステップ1）

史跡指定地及び必要に応じて取り巻く環境（史跡周辺地域）の現状を把握する。また、郡山城跡に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認を行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期については、次の表のように設定する。

今後、実際に経過観察を行うに際しては、必要に応じてこの手法を基本に詳細な内容又は新たな指標を設定するとともに、それぞれの指標に対応した経過観察シートを作成する。なお、ステップ1における実施状況の把握は、ステップ2の「実施した施策・事

業の妥当性・効果の確認」に資するよう、実施の有無だけでなく、状況・内容も把握する。
 また、新たな施設整備、その他の取組を行った場合には、必要に応じてそれらに関する指標の設定を検討する。

表 12-1 施策・事業の実現状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法

1/3

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無, 状況・内容の把握)		経過観察の手法	
			方法, 点検主体	時期・期間
1 保存 (保存管理)	調査・研究	1-1 資料調査を実施したか。	○教育委員会生涯学習課（以下この表では「生涯学習課」という。）による把握・確認	毎年度
		1-2 資料調査の成果を公開したか。	同上	毎年度
		1-3 各種調査によって郡山城跡に関して解明された点, 新たに提示された点はあるか。	同上	毎年度
	1-4 本質的価値を構成する要素（A）は確実に保存されているか（き損の有無）。	○生涯学習課, 郡山城跡巡視員による定期的な及び災害時における点検・記録 ○郡山城史跡ガイド協会等との連携⇒点検に関する情報の生涯学習課への提供	季節ごと(原則, 2～4回/年) 災害時 下記の「1-5, 1-6」と合わせて対応	
	1-5 樹木・下草は, どのような状況か。 ・下草の繁茂の状況 ・樹木の繁茂及び景観(眺望)の状況	○生涯学習課, 郡山城跡巡視員による定期的な点検・記録 ○郡山城史跡ガイド協会等との連携(再掲) ○草刈り, 清掃美化の活動の実施⇒それと一体的に点検を検討	上記「1-4」と一体的に点検・記録 年数回(夏期, その他)	
	1-6 史跡指定地及びその周辺の環境美化, 景観の状況はどうか。 ・ゴミの散乱, 不法投棄の有無 ・落書きの有無	○生涯学習課, 郡山城跡巡視員による定期的な点検・記録 ○郡山城史跡ガイド協会等との連携(再掲)	上記「1-4」と一体的に点検・記録	
	1-7 追加指定に向けた取組は行っているか。	○生涯学習課による確認	毎年度(追加指定されるまで)	
	1-8 現状変更等の申請はあったか, 適切に対応したか。	○生涯学習課による確認	毎年度	
	1-9 史跡指定地やその周辺において, 災害や事故・事件は起きなかったか。	○危機管理課, 生涯学習課による把握・確認	毎年度	

表 12-1 施策・事業の実現状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法

2/3

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無, 状況・内容の把握)		経過観察の手法	
			方法, 点検主体	時期・期間
2 活用	2-1 郡山城跡などに関する情報の提供・発信をどの程度行ったか。		○生涯学習課, 政策企画課 (広報・ICT), 商工観光課などによる把握・確認 (集約・整理は生涯学習課)	毎年度
	2-2 学校教育において活かされているか。		○学校教育課による把握・確認 ・現地での体験学習の場 (機会) の確保 ・小・中学校における授業 ・副読本の活用	毎年度
	2-3 社会教育 (生涯学習) において活かされているか。		○生涯学習課による把握・確認 ・現地での体験学習の場 (機会) の確保 ・講演会の開催	毎年度
	2-4 観光振興・地域起こし ・来訪者・利用者数・団体 (観光客) はどのぐらいか。		○生涯学習課, 商工観光課による把握 (集約・整理は生涯学習課)	毎年又は毎年度の集計・整理
	2-5 ガイド機能の整備・充実に取り組んだか。		○生涯学習課による把握・確認 ・安芸高田市歴史民俗博物館における取組 ・説明板の整備・充実 ・パンフレットの活用 ・その他情報提供 (発信)	毎年度
	2-6 郡山城跡と他の文化財, 観光資源をつないだ利活用は行われているか。		○生涯学習課, 商工観光課による把握・確認 (集約・整理は生涯学習課) ○来訪者へのアンケート調査の検討 (実際にどのような利用がされているか) ・安芸高田市歴史民俗博物館での実施を検討	毎年度 ※アンケート調査は計画期間中に2~3回程度
3 整備	主として 史跡の保存のための整備	3-1 本質的価値を構成する要素 (A) の保存に関する整備は行っているか。	○生涯学習課による把握・確認 ・き損箇所の復旧 ・遺構の表現	毎年度
		3-2 本質的価値を構成する要素以外の保存に関する整備は行っているか。	○生涯学習課による下記の事項の把握・確認 ・保存施設 (説明板) の整備 (新設, 修繕・更新) ・本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素 (B) の保存に関する整備 (復旧)	事業を予定している年度

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無, 状況・内容の把握)		経過観察の手法	
			方法, 点検主体	時期・期間
3 整備	主として 史跡の活用に関わ る整備	3-3 遺構の表現を行ったか。 ・蓮池等の露出展示 ・井戸跡の表示 等々	○生涯学習課による把握・確認 ○実施した場合は専門家による確認	事業を予定して いる年度
		3-4 屋外展示施設（郡山城跡の地 形模型）を整備したか。	○生涯学習課による把握・確認	事業を予定して いる年度
		3-5 登山道（登城路を含む）・遊 歩道の整備（復旧）を行った か。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度
		3-5 案内表示板の維持管理と整備 （更新）を行ったか。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度
		3-6 郡山城跡からの眺望の確保を 行ったか。	○生涯学習課による把握・確認 ・眺望の状況 ・樹林の管理（間伐, 枝打ち）	毎年度
		3-7 情報提供機能の充実・強化と 外国人観光客等への対応は行 われたか。	○生涯学習課, 政策企画課（広報・ I C T）, 商工観光課等による把 握・確認（集約・整理は生涯学習課） ・I C Tの活用, H Pの充実 ・パンフレット, マップの作成 ・外国語による情報提供・発信	毎年度
		3-8 ガイダンス機能の整備・充実 に取り組んだか。（再掲）	※活用の「2-4」を参照	毎年度
4 運営・ 体制の 整備	4-1 史跡の管理団体となるよう取り組んでいるか。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度（管理団 体に指定される まで）	
	4-2 市民等への郡山城跡（文化財）に関わる 情報の提供・発信及び啓発を行っている か。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度	
	4-3 郡山城跡の保存・活用に関して, 市民・ 地域活動団体との連携, 協働の取組は行 われているか。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度	
	4-4 郡山城跡などに関わる近隣市町, 及び広 域的な連携は図られているか。	○生涯学習課による把握・確認	毎年度	

(2) 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価（ステップ2）

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を、次に示す判断基準（視点）と方法をもとに行う。

ア 保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準（視点）】

- 本質的価値を構成する要素（A）の保存・整備、遺構の保存の方法は適切であるか。
- 本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素（B）の保存・整備の方法は適切であるか。
- 自然環境を構成する要素（C）の整備（森林の管理）の方法は適切であるか。
 - ・遺構（構成要素A・B）の保存に影響はないか（樹木によるき損）。
 - ・防災面への影響はないか。
 - ・森林の整備（間伐、枝打ち）が史跡の環境・景観に影響していないか。
- 調査・研究の方法や内容は適切であるか。
- 史跡の点検の方法や記録の整理、点検結果の活用・公開は適切であるか。

【確認・評価の方法】

- 教育委員会生涯学習課による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，郡山城跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準（視点）】

- 市民・来訪者の史跡（文化財）に関する知識・理解，及び満足度は高まっているか。
- 史跡の来訪者・利用者は増えているか。
- ボランティアガイド（観光ガイド）やその利用は増えているか。利用者の評価はどうか。
- 学校教育，生涯学習（社会教育）での学びの場・対象として，効果を発揮しているか。
- 情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか，効果を発揮しているか。
- 史跡の利用は適切に行われているか。
 - ・ルールを逸脱した行為はないか
 - ・遺構や園路，施設・設備をき損していないか

【点検・確認の方法】

- アンケート調査又はヒアリング調査の実施（定期的な実施の検討）
- 教育委員会生涯学習課及び関係部局による確認・評価（生涯学習課による集約・整理）
- 関係する地域活動団体による確認・評価（生涯学習課による集約・整理）
- 外部評価：文化財保護審議会，郡山城跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

ウ 整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準（視点）】

- 郡山城跡路山城跡の復旧や遺構の表現は、適正に行われ、保存・活用に効果を発揮しているか。
- 自然環境を構成する要素（樹木）の整備の方法は適切であるか。（再掲：「保存」を参照）
- 遺構の表現（展示、表示、復元）は、本質的価値の顕在化、来訪者の理解につながっているか。
- 公開・活用のための施設は、利用者の利便性・快適性に寄与しているか。

【点検・確認の方法】

- ※「イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

エ 運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

【妥当性・効果の判断基準（視点）】

- 保存（保存管理）・活用の体制は適切か、効果を発揮しているか。
- 文化財に関する市民等への情報の提供や啓発、地域活動への支援は、適切であるか、効果を発揮しているか。
- 市民・地域活動団体との連携、協働の取組は進んでいるか、効果を発揮しているか。
- 国、県との情報の共有化、連携の方法と内容は適切か。

【点検・確認の方法】

- ※「イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果」に準じる。

(3) 基本理念への寄与と改善点・課題の把握（ステップ3）

実施した施策・事業は基本理念「毛利氏の歴史文化を今に伝える郡山城跡の価値と特色を市民・地域の支えで永く守り、活かす」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、ステップ1, 2の結果及び郡山城跡に関わる委員会、その他学識経験者や市民・地域活動団体の意見を踏まえながら、教育委員会生涯学習課が中心となって、関係部局による協議を行い総合的に評価・判断する。

なお、施策・事業を実施し、すぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、分野（基本的指標）ごとの個別的な評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善に反映させるとともに、必要に応じて本計画の見直しを検討する。

資料編

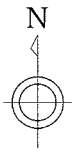
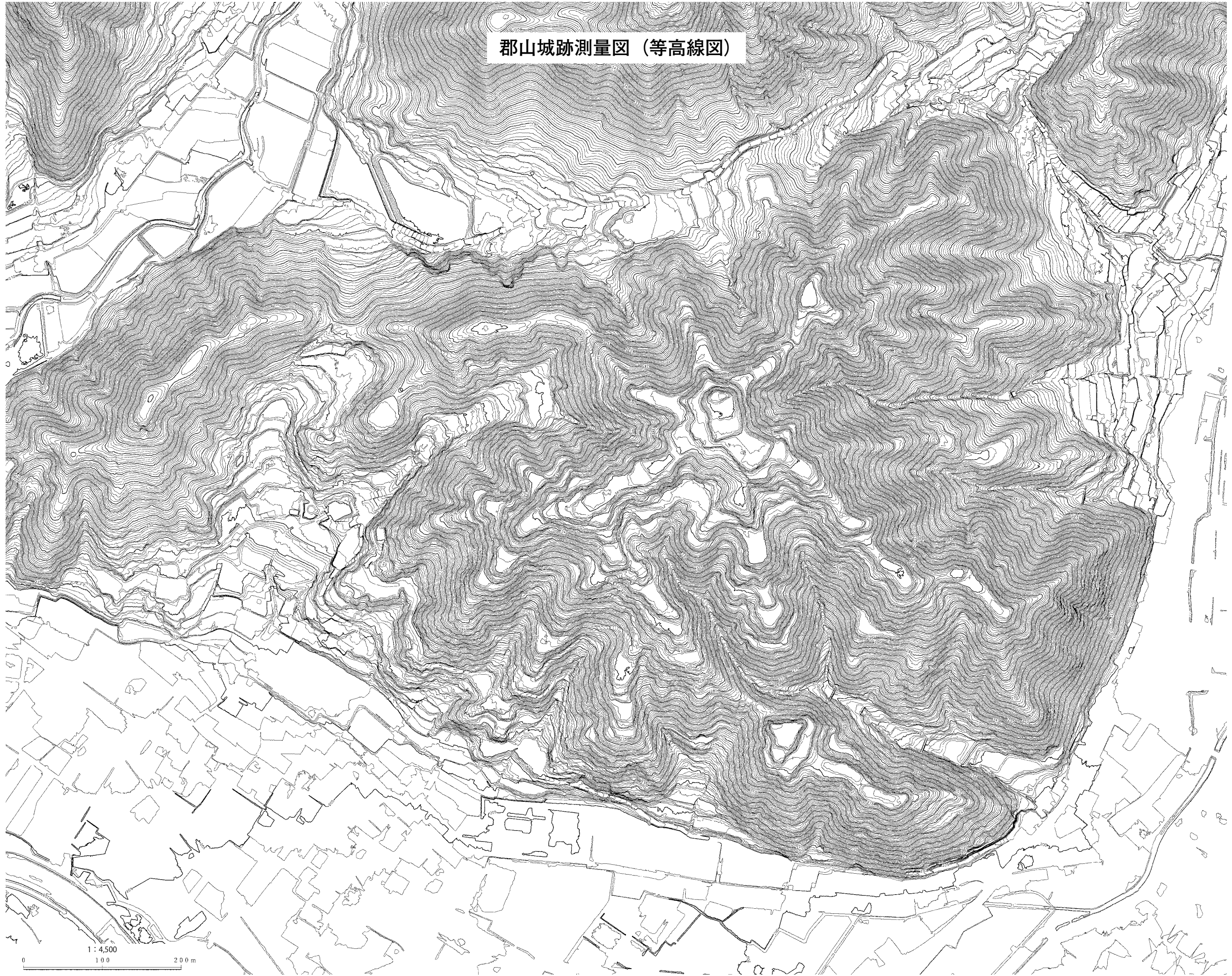
郡山城跡測量図（平面図）：等高線図

郡山城跡測量図（平面図）

郡山城跡赤色立体地図

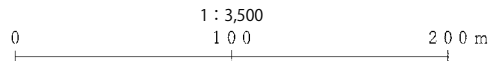
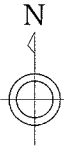
文化財保護法及び関連法令（抜粋）

郡山城跡測量図（等高線図）

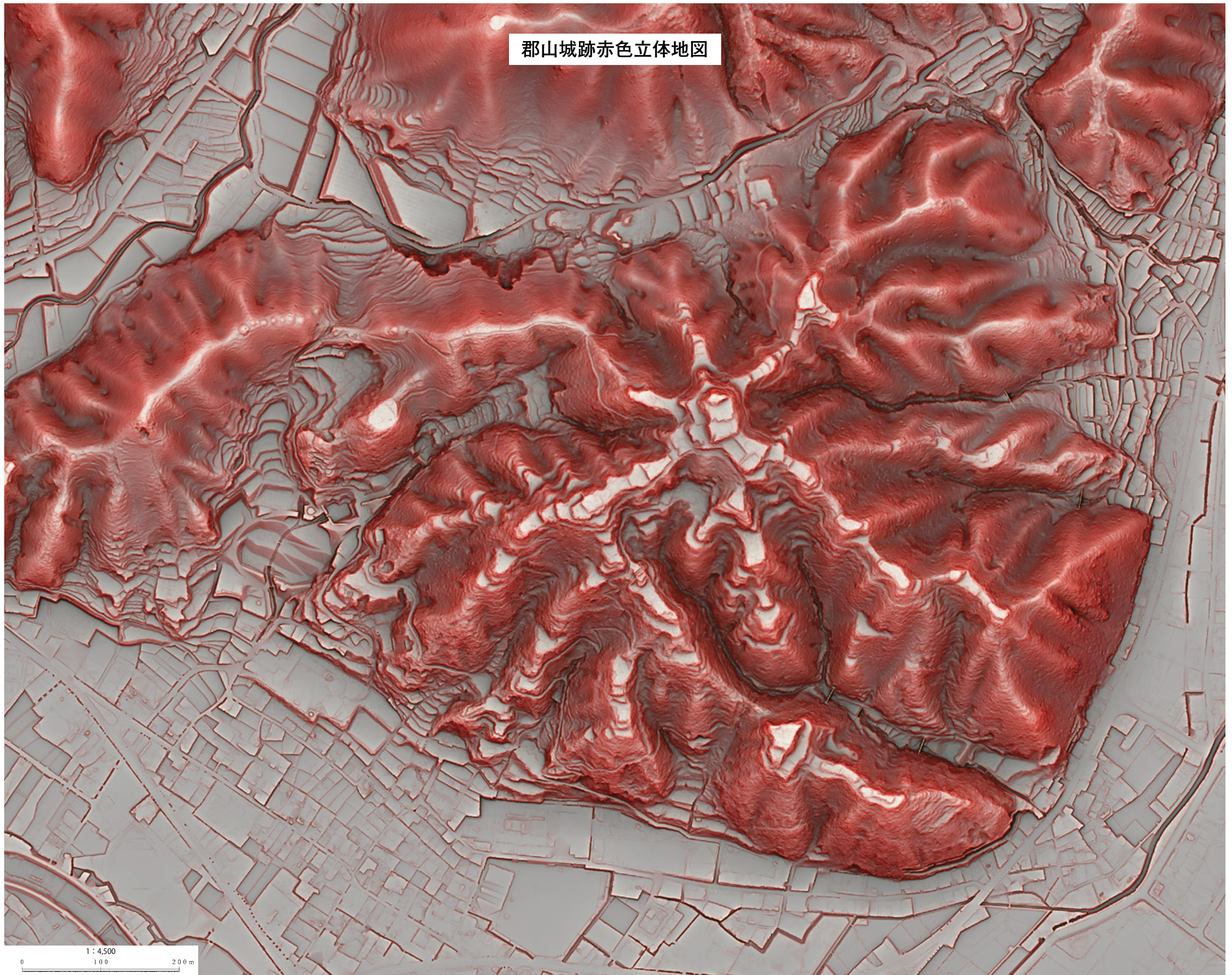


1:4,500
0 100 200 m

郡山城跡測量図（遺構平面図）



郡山城跡赤色立体地図



文化財保護法及び関連法令（抜粋）

文化財保護法及び関連法令のうち、保存活用計画に関係する条文を掲載する。

文化財保護法（抜粋）

昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和2年6月3日（公布年月日：令和2年6月10日）

- ・令和2年法律第41号による改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域

の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一條第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者

に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合には、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高

い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

- 第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
 - 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
 - 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
 - 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受

けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三條の二第一項を除く。）及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、圍いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六條 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七條 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一條第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一條第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八條 管理団体が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百九條 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝

天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二條の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七條第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一條第三項の規定を準用する。

第二十條 所有者が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條並びに第十五條第一項及び第二項（同條第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第十五條第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二十一條 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七條第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若し

くは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
 - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第十八条及び第二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二十二條第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
 - 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
 - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
 - 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要

な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第一百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会又は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、

資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：平成31年4月1日（施行日）

・平成31年政令第18による改正

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一

項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場

合に限る。)

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修

繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十一条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。））が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前

号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号
最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とす

る現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の

原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

昭和29年文化財保護委員会規則第7号

最終改正：平成27年9月11日 文部科学省令第30号

文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

昭和26年文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条

第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置
その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第一百五十五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

昭和 29 年文化財保護委員会規則第 9 号

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その

結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(抜粋)

平成12年4月28日 文部大臣裁定

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五條の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の

立会いを求めること。

- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法

第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一)「工作物」には、次のものを含む。
 - ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ③木道
- (二)「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号によ

る許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号へ関係

- (一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三)木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡毛利氏城跡（郡山城跡）保存活用計画

令和3年(2021)3月

発行 安芸高田市教育委員会

編集 安芸高田市教育委員会 生涯学習課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地

電話：(0826)42-0054 FAX：(0826)42-4396
